

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	46	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち、地方税法施行規則附則で定める油水分離装置等</li> <li>・ 特例措置の内容 固定資産税の課税標準となるべき価格の1/6</li> </ul>	
関係条文	<span style="font-size: 2em;">[</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>1/6特例：地方税法附則第15条第3項</li> <li>同法施行令附則第11条第6項</li> <li>同法施行規則附則第6条第14項</li> </ul> <span style="font-size: 2em;">]</span>	
要望理由	<p>廃油処理施設は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出を規制する国際条約であるMARPOL条約の内容を的確に実施するために国内法化したもの）において、海洋汚染の防止の一環として船舶からの油の排出が原則として禁止されていることに対応して、船舶において生じた不要な油（廃油）を受け入れ処理するために必要不可欠な施設であり、極めて公共性の高いものである。</p> <p>海洋汚染の原因となる油の排出源は、船舶からのものが大半を占めていることから、海洋環境の保全のため、引き続き廃油処理施設の整備、維持を図っていく必要がある。しかしながら、当該施設の整備及び維持には多額の費用を要する場合が殆どである。本制度は、国際条約の内容を的確に実施し、海洋汚染を防止するための施策の一環として実施されるものであり、税制優遇のために規制基準の60%以下の処理量に抑えるという要件により、高性能な設備への普及が図られ、環境基準の大幅な改善も期待される。融資等の制度と施設維持経費の軽減等に資する本制度とを組み合わせることにより、今後においても公共性の高い同施設に対する設備投資を促進していくためには、本制度の継続が必要である。</p> <p>また、自動車整備業は事業の性質上、汚水や廃油を生じるため、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、油水分離装置を設置することにより、公共用水域の水質の汚濁を防止し、社会との調和を図りつつ事業の発展を期するためには、本制度の継続が必要である。</p>	
減収見込額	（初年度） 28                                      （平年度） 41                                      （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> </ul>
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他</li> </ul>
過去の要望経緯	昭和51年度の時限措置化以降概ね2年毎の延長（昭和54、56、58、60、61、63、平成2、4、6、8、10、12、14、16、18、20年度）、平成8年度（非課税→1/6）	
本要望に対する縮減案		